

《 諫 早 湾 干 拓 事 業 だ よ り 》

.....◇◆◆2006/10/2◆◆◇

◆◆◆目 次

◆諫早湾干拓事業にかかる最近の動き

◆トピックス

◇諫早湾周辺地域環境保全型農業推進協議会の開催について

◇第6回諫早湾干拓公募基準等検討協議会の開催について

◇県議会だより(9月定例県議会より)

◇平成18年度営農実証試験について

◇管理栽培について

◆総合農試干拓科だより

◆九州農政局通信

◆内山直治諫早湾干拓事務所長の着任挨拶

◆その他(意見、提案の募集)

●編集後記

◆◇◇諫早湾干拓事業にかかる最近の動き.....

■平成18年9月11日(月)

□諫早湾周辺地域環境保全型農業推進協議会が開催された。

■平成18年9月14日(木)

□第6回諫早湾干拓公募基準等検討協議会が開催された。

■平成18年9月15日(金)

□長崎県議会が10月6日までの会期で開会された。

◆◇◇トピックス

◆◇◇諫早湾周辺地域環境保全型農業推進協議会の開催について.....

9月11日、諫早市の総合農林試験場で諫早湾周辺地域環境保全型農業推進協議会が開催されました。

諫早湾干拓事業も来年度完成に向けて着々と工事が進められているところですが、2、600haにも及ぶ調整池の水質目標(COD 5mg/l、全窒素 1mg/l、全リン 0.1mg/l)が達成できておりません。

そこで、調整池に流れ込む河川からの負荷を可能な限り削減するため、調整池の周辺地域に

において、田畑からの負荷を削減するため、本協議会を設立することとなりました。

協議会では、現在の調整池の水質の現状と対策についての説明の後、実態調査の実施方法、展示圃の設置、環境保全型農業の啓発活動の実施等の説明がありました。

今後は、周辺地域の環境保全型農業の推進に向けて、様々な活動を展開いたしますので、周辺地域の皆様のご協力をよろしくお願い致します。

◆◇◇第6回諫早湾干拓公募基準等検討協議会の開催について……………

9月14日、諫早湾干拓農地への入植・増反資格や農地利用条件などを話し合う、第6回諫早湾干拓公募基準等検討協議会（座長＝木村務長 崎県立大学副学長）が開催され、「諫早湾干拓地公募基準に対する意見(案)」について協議がなされた。

協議内容は以下のとおり。

（以下、○は委員発言、●は事務局発言）。

○貸付条件の中に、生産物の流通・販売面について示す必要があるのではないか。

また、市場に対しての調整機関も必要ではないか。

●入植される方の大半は流通・販売は各自計画されていると考えており、販売戦略も選考作業の中の一つの判断材料でもある。ただ、農業者の生産・流通対策は必要であり、農業団体、関係機関と連携しながら戦略について検討したい。

○公社が決定した貸付農地については、「異議や農地の変更を申し立てできない」とあるが、貸して側の都合ばかりで借り手側の条件が不十分と考える。入植が目的ではなくて営農で成り立つかが重要。

●状況等により、調整を図っていくことを周知したい。又、借り手側のリスクカバーについても公募基準に盛り込んで整理したい。

○付帯意見の中に、売り渡しも検討するとあるが、制限があるか。

●契約更新時において、売り渡し後も環境保全型農業が遵守されるかどうか判断すべきと考えているが現時点では議論が進んでいない。

○買取希望があった場合に、妥当性とか干拓地のあるべき方向とかをその時に改めて委員会を作り協議したらどうか。

●重たい問題であり、今後の農業情勢を見ながら慎重に検討したい。

○貸付料金が示されていないが、上（陸地側）と下（海側）では上に希望が集中すると考える。ゾーニングと併せて料金設定をどうするのか。

●確かに差を付けるべきとの意見がある。料金差を付けて公募することが配分がスムーズになる可能性もあると考えるので公募基準策定までに検討する。

○排水の状況とか格差は当然あるものとする。十分検討願いたい。

●ここで付帯意見に掲げることで提案したいが如何か。

（付帯意見として掲げることで了承される。）

○協議会は今回が最後となっているが貸付料金は提示できないのか。料金決定までが本協議会の役目ではないか。

●料金設定については、国からの売り渡し金額（総事業費による）が確定していないこと

と公社の制度資金借り入れ(公社が償還する金利分により貸付料が左右される。)が決定していないため、現時点では提示できない。

○農家が営農できる料金設定を。県も十分支援願いたい。

●付帯意見にあるとおり、営農確立が重要であると認識している。条件整備等含めて総合的に検討したいのでご理解いただきたい。

当協議会から提出された意見により、諫早湾干拓公募基準(原案)を作成し、10月初旬に長崎県のホームページ等に掲載することとしております。

(※正式な公募基準は本年度末を予定)

諫早湾干拓公募基準等検討協議会からの公募基準に対する意見は次のとおり。

諫早湾干拓地公募基準に対する意見

公募基準の原案については以下のとおりとし、付帯意見について十分検討の上公募基準を策定すること。

I. 国営諫早湾干拓農地に関する公募基準(原案)

1. 目的

この公募基準は、国営諫早湾干拓事業により造成された農地に係る農業者等の募集条件を定めるものである。

2. 貸付形態

貸付農地は長崎県農業振興公社(以下、「農業公社」という。)が国から一括して取得し、干拓農業者に貸付けるものとする。

3. 公募対象地域

入植者、増反者、農業生産法人等の応募対象地域は以下のとおりとする。

①入植者(諫早湾干拓地に移住して干拓地で営農する者又は諫早湾干拓地に移住しないが、干拓地でのみ営農する者)の対象地域

長崎県及びその周辺地域

②増反者(諫早湾干拓地の近傍において現に営農している者で、その近傍農地と合わせて干拓地で営農する者)の対象地域

長崎県内で、干拓地において農業を営む上で支障がない地域

③農業生産法人等の対象地域

常時従事者たる構成員の居住地又は居住予定地が干拓地での農業経営に支障がない地域

4. 応募資格者

応募資格者は以下のとおりとする。

- ①農業者、農業生産法人又は新たに農業者、農業生産法人になることが見込まれる者であり、認定農業者又は認定農業者となることが見込まれるもの。
- ②入植者は入植時点で年齢20歳以上の者とし、50歳以上の者は後継者が農業に従事しているか又は従事する見込みがある者とする。また増反者は、増反時点で年齢20歳以上の者とし、60歳以上の者は後継者が農業に従事しているか又は従事する見込みがある者とする。

5. 貸付条件

(1)貸付農地の単位

中央干拓地、小江干拓地とも整備区画単位とする。

(標準整備区画:中央干拓地6ヘクタール、小江干拓地3ヘクタール)

(2)貸付農地の決定

貸付農地は農業公社が決定し、干拓農業者はその決定に対し原則として異議や貸付農地の変更を申し立てることはできない。

(3)営農条件(環境保全型農業)

干拓農業者は干拓地及び周辺地域の環境に十分に配慮し、自ら環境保全を積極的に図り、安全・安心な農産物の提供に努めることとし、長崎県知事が別途定める適正農業規範(GAP)に取り組むとともに、営農開始段階でエコファーマー、干拓地での営農開始後5年以内に長崎県特別栽培農産物或いは有機栽培農産物の認証取得を目指すものとする。

また、その他、生産計画書の作成や生産状況(使用資材名や量、栽培作物名、栽培期間等)記録及び保管など環境保全型農業の推進に係る県、農業公社の指導に従うこととする。

(4)土地改良施設の維持管理

干拓農業者は新たに設立する諫早湾干拓土地改良区(仮称)(以下、「土地改良区」という。)の組合員になるとともに、土地改良区が管理する土地改良施設の維持管理費用を負担することとする。

(5) 農地の貸付期間

農地の貸付期間は5年間を単位とし、以後5年毎に貸し付けを更新していくものとする
なお、農地の適正利用、環境保全型農業の実施に著しく不適切であると認められる場合は農業公社は農地貸付の更新をしないものとする。また、干拓農業者が土地改良区の組合員でなくなった時にも農業公社は農地貸付を更新しないものとする。

(6) 農地の貸付料金

農業公社は干拓農業者に対し、年間 10a 当たり()円を貸付料金として徴収する。

6. 公募手続き

(1) 公募期間

平成 年 月 日から平成 年 月 日とする。

(2) 提出資料

公募に応ずる者は以下の資料を農業公社に提出することとする。

- ① 応募書(氏名、住所、家族構成等基本的事項を記載するもの)
- ② 最近の農業実績
- ③ 営農計画及び資金計画
- ④ 代表者の戸籍謄本
- ⑤ 法人の場合は法人登記書
- ⑥ その他

II. 付帯意見は以下のとおりとする。

○環境保全型農業の推進に当たっては、農業経営の確立が前提であり、その仕組みについて十分に検討すること。

○農地リース料についても、農業者の経営確立や周辺農地の小作料とのバランス等を十分に考慮して設定すること。

○農地リース料については、ほ場の位置等に応じた料金設定について検討すること。

○公募基準を公表する際には農業者が参入を具体的に検討できるよう様々な情報を併せて公表すること。

○農地の取得を希望する者への対応については、営農の状況等を勘案の上、売渡しを検討すること。

第6回協議会の会議結果(要旨)や当日配布された会議資料については、ホームページで公

開されますので、ご覧下さい。

(掲載先) [長崎県ホームページ](#) → [諫早湾干拓](#) → [諫早湾干拓公募基準等検討協議会](#)

(アドレス) http://www.pref.nagasaki.jp/singi/singi_index.php?sgno=216

◆ 県議会だより(9月定例県議会より)

完成間近の諫早湾干拓農地における営農の見通しについて、県議会で論議がなされましたので、その概要をお知らせします。

○干拓地に新しく入植・増反される農業者への支援策はどのように考えているか。

→ 現行の支援制度の活用に加えて、営農開始時の設備投資にかかる融資枠の確保や大型農業機械の共同利用化について検討・協議を進めているところ。

これらの営農支援策はとりまとめのうえ、公募基準と同時期に情報を提供したい。

○干拓地での農地の配置(ゾーニング)は、どうなっているのか。

→ 国の干拓事業計画では、露地野菜、施設園芸、畜産等の利用区分が設定されているところ。

しかし、農地募集の公募にあつては、利用区分と併せて、営農希望者の意向を聴きながらゾーニングを決定してまいりたい。

このゾーニングは、公募基準と併せて公表したい。(19年3月頃)

○干拓地全体は、だれが管理していくのか。

→ 干拓農地はリースの予定であり、農業振興公社が管理予定。

干拓地内の道路、水路、揚・排水機場、内部堤防などについては、国、県、市及び新設予定の土地改良区が分担して管理していくことで協議を進めているところ。

○干拓地、自然干陸地等の多面的利用に対する支援はどのように考えるか。

→ 干拓地では、まず、大規模かつ先進的な営農を早期に確立させることに努力したい。

潮受堤防、調整池、自然干陸地等は、住民が憩い、くつろげるエリアとして、また、環境教育、観光の場として活用してまいりたい。

○公募基準等検討協議会がまとめられた内容は、どのようなことか。

→ 入植・増反の希望にあつては、県内農業者に配慮し、環境保全型農業に取り組むべきとの意見など。

(詳細は、別掲の公募検討協議会の開催についてをご覧下さい)

◆◇◇平成18年度営農実証試験の計画について

平成16年度から実施している営農実証試験は、3年目となりました。いよいよ来年度からは土地配分という手続きに入るため、営農実証試験は本年度が最後ということになります。

この試験では、農業者の皆さんに、干拓地での作型設定や品種選択等のための具体的なテーマをもって試験に取り組んでいただいております。本年度は10名がたまねぎ、ばれいしょ、キャベツ、ブロッコリー等を試験栽培される予定です。

既に、ブロッコリー、秋ばれいしょ等は作付けされており、他の作物も順次試験が開始される予定となっています。ブロッコリーは年2作を目指した栽培体系、秋ばれいしょは採種用としての検討や、ばれいしょの後作にたまねぎを作付けする組み合わせの検討など、過去2年間の実績を踏まえて、さらに一歩前進した試験内容となっています。

今後営農計画等を検討する際に、この営農実証試験の結果は大いに参考になるものと思いますので、実際に作付けされた皆さんの意見も交えながら、試験の結果等をお知らせします。

◆◇◇管理栽培について.....

諫早湾干拓地のほ場では、土作り等を目的に、県酪連、JA長崎県央、JA島原雲仙の協力により、飼料作物の作付け(管理栽培)しています。今夏は、暗きよが整備されたほ場約240ヘクタールにソルガム等が作付けされました。

来年度の事業完了に向け、工事が最終段階に入ることから、引き続き実施される予定の冬作については、約180ヘクタールとやや規模を縮小することになりました。

管理栽培は本作が最後となりますが、ほ場の土作りに大きく貢献したことは言うまでもありませんが、畜産農家に干拓地の肥沃な土壌条件、大区画ほ場での作業性の良さ等を実感してもらうための栽培試験という意味でも、大きな成果がありました。



◆◇◇総合農試干拓科だより.....

営農試験 Now

—干拓地で使う農業用水について—

総合農林試験場干拓科
小林 雅昭

◆9月17日に上陸した台風13号では、多くの地域で施設被害や潮風害が発生し、その復旧に奔走されていることと思います。被災された方には心よりお見舞い申し上げます。

干拓試験地でも収穫盛期のアスパラガスのハウスや着果後ネットが入り始めたメロンのハウスがつぶれるなど大きな被害を受けました。施設の構造と耐風性については、また別の機会にでも十分解析して報告したいと思います。

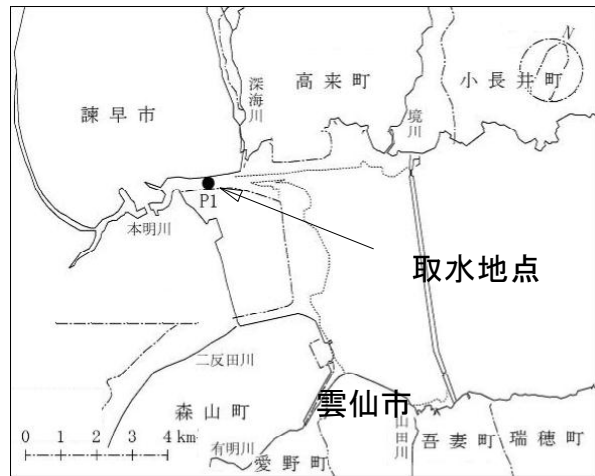
さて、干拓地で使う農業用水の水質については、多くの方から質問をいただきます。そこで、これまでの試験の中で得られた知見について紹介いたします。

◆取水地点

本明川下流、北部堤防沿いの地点です。 現在、揚水機場の建設、パイプラインの配管、敷設工事が着々と進んでいます。



洒落たデザインの揚水機場(工事中)



着々と進む配管敷設工事→



◆水質について

農業用水の水質基準については、昭和46年に農林水産省が定めた「水稻の正常な生育のために望ましいかんがい用水の指標」として重金属を含む7項目についての数値が示されていますが、畑地かんがい水の水質基準は特にありません。

この中で特に問題となるのは重金属の濃度ですが、調整池の水からは検出されていません。

COD(化学的酸素要求量)は、水の中に含まれる有機物を表す指標で、その分解に消費される酸素量を示しています。DO(溶存酸素)は、水中に溶けている酸素の量を示したもので、CODとは相反する関係にあります。

農業用水質基準

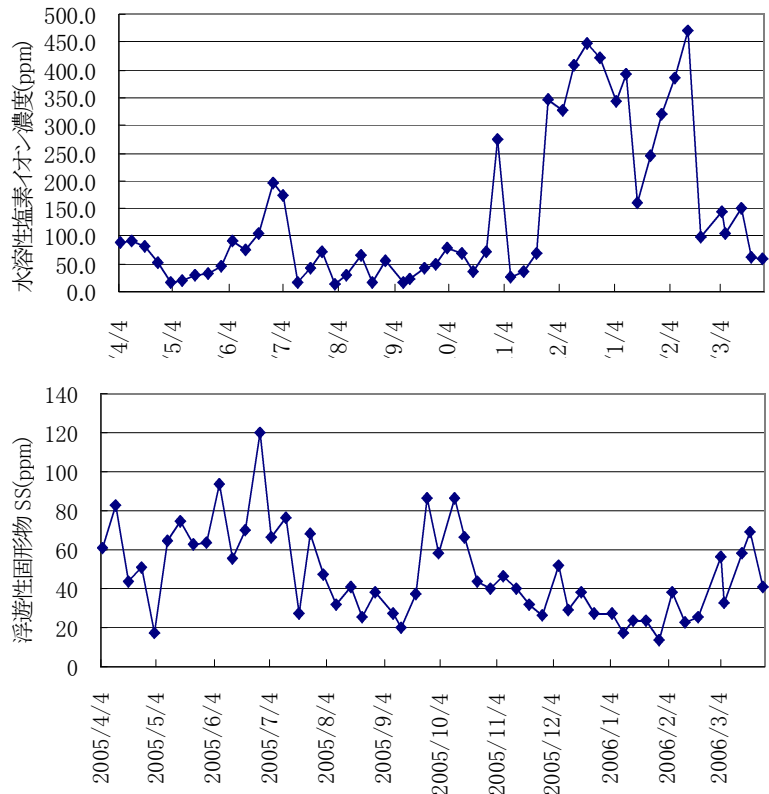
項目	農業用水基準 (農林水産技術会議 昭和46年10月4日)	
pH (水素イオン濃度)	6.0~7.5	
COD (化学的酸素要求量)	6 mg/L以下	
BOD (生物化学的酸素要求量)	—	
SS (浮遊物質)	100 mg/L以下	
DO (溶存酸素)	5 mg/L以上	
T-N (全窒素濃度)	1 mg/L以下	
NH ₄ -N (アンモニア性窒素)	—	
EC (電気伝導度)	0.3 ms/cm以下	
Cl ⁻ (塩素イオン)	—	
ER (蒸発残留物)	—	
重金属	As (ヒ素)	0.05mg/L以下
	Zn (亜鉛)	0.5 mg/L以下
	Cu (銅)	0.02 mg/L以下
BS (アルキルベンゼンスルホン酸)	—	

す。

COD が高いと水中の酸素が多く消費され、溶けている酸素は少なくなり根腐れを起こす原因ともなりますが、それは水耕栽培や水稻のように湛水下栽培での問題であり、畑地栽培では特に問題とすべき指標ではありません。

取水地点の水質については、1週間毎の観測データを諫早湾九州農政局のホームページで閲覧することができます。それによりますと、農業用水基準に無い水溶性塩素イオンの濃度は、春～秋までの期間、ほぼ100ppm 以下で推移していますが、冬場はやや高めに推移します。また冬期はかん水の機会が少ないことを考えると特に問題はないと思います。

一方、水の濁りを示す指標としての SS(浮遊固形物)があり、農業用水基準では 100ppm 以下とされていますが、年間を通じ 50ppm 前後で推移し、ほぼその基準をクリアーしています。



◆作物への影響 (濾過水との比較)

①塩害等の発生は、

「調整池の水をそのまま使用して塩害の発生はないか」と心配されると思いますが、露地・施設の野菜・花き類で現在までのところ特にそれらしき症状は認められていません。

②汚れの付着は、

水の濁りで気になるのは、「汚れとして作物へ付着し、見た目の品質を落とすのではないか」という心配です。そこで、セラミックフィルターを通したろ過水と調整池の水とを使い分け、その違いを比較しました。ろ過した水はほぼ透明に近い状態になります。

露地栽培では適度な降雨により汚れの付着は問題となりませんが、気になるのは雨に当たることのない施設栽培です。その中で、メロン、イチゴ、トマト等はマルチング下のチューブかん水のため、作物へ直接水がかかる事はなく問題ありません。一方、ホウレンソウ、コマツナ等の軟弱葉菜類では、頭上かん水のため汚れの付着が考えられますが、発芽から約2週間程度の初期かん水に限られ、収穫時点では葉色を濃くするためかん水を控えます。

そのため、収穫時点での汚れの付着は特に認められませんでした。

◆その他の問題

その他の問題として、散水器具や防除器具等の目詰まりはないか？、水温が低いのではな

いか？といった指摘もいただきます。

調整池の水の濁りのもと、0.002 mm以下の極めて細かい粒子が浮遊している状態です。

この粒径は農薬の水和剤の粒子よりも細かく、灌水チューブの散水孔よりも細かいことから、目詰まりの心配はなく、実際に使う中でトラブルは発生していません。

水温については、冬の施設栽培で冷たい水をかけるのは地温低下を招く恐れがあります。

このことについても地温の推移を調査しましたが、4℃の水を 3t/10a かん水した場合、10 cm下の地温にはほとんど影響がないことが解りました。

以上のように、現在まで調整池の水を使った栽培でこれといった問題は、発生しておりませんが、今後も、いろいろな場面を想定し、試験を継続していきたいと思えます。

◆◇◇九州農政局通信(「エコファーマー」の認定状況について)

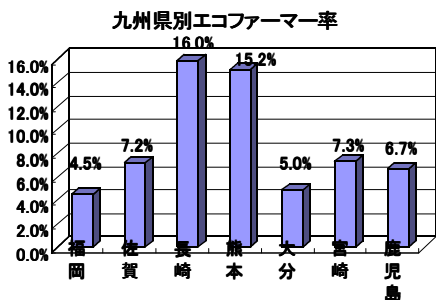
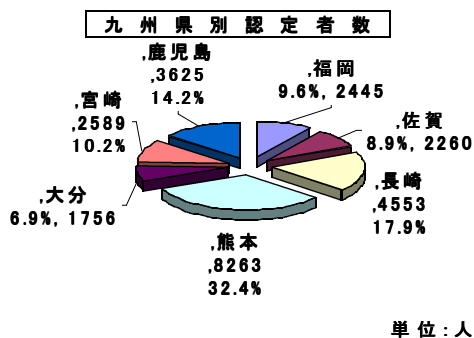
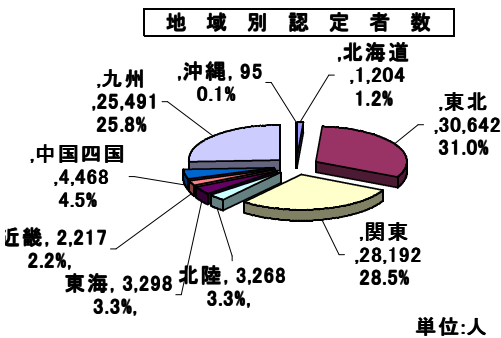
前回まで、「農地・水・環境保全向上対策」の「共同活動」に関する具体的な進め方などを紹介してきましたが、今回は制度の進め方に関する紹介を一休みし、本制度の「共同活動」と対をなす「営農活動」と係わりがある「エコファーマー」の認定状況等について紹介します。

「エコファーマー」とは、「持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律」に基づき、都道府県知事から、たい肥等による土づくりと化学肥料や化学合成農薬の使用の低減を一体的に行う農業生産方式を導入する計画について認定を受けた農業者(法人を含む)であり、いわゆる「環境保全型農業」の実践者ともいえます。

「エコファーマー」の地域別(農政局等の管轄区域別)及び九州の県別認定状況(H18. 3末)は、各グラフのとおりになっています。

地域別では、東北、関東、九州の順で多く、この3地域で全体の8割以上を占めています。また、九州について県別にみても、熊本、長崎、鹿児島に多く、この3地域で全体の6割以上を占めています。県別エコファーマー認定者数を、県別販売農家数(2005'農業センサス)で除して求めた割合(エコファーマー率)をみると、長崎県が16.0%で最も高く、次いで熊本の15.2%で、他の県は5~7%程度になっています。このようなことから、長崎県の農業者は環境保全型農業への取組意識が高いことが伺えます。

今回は、「農地・水・環境保全向上対策」の進め方に戻り、「活動計画」等を踏まえた市町村との協定の中味等について紹介します。



*「エコファーマー率」は、県別エコファーマー認定者数を、2005'農業センサスの県別販売農家数で除して求めたものである。

◆◇◇内山直治諫早湾干拓事務所長の着任挨拶について.....

このたび、九州農政局諫早湾干拓事務所長を拝命いたしました内山直治と申します。

いろいろとお世話になることと思いますが、何卒、よろしくお願い申し上げます。また、日頃より諫早湾干拓事業の推進にあたりまして、多大なご支援・ご協力を賜っておりますことに厚く御礼申し上げます。

事業につきましては、皆様のご期待に応えられるよう工事の1日も早い完成に向け、これまでも最大限努力して参ったところでありますが、皆様ご案内のと通りの経緯があり、干拓農地での早期の営農開始を心待ちにされている皆様をお待たせすることになり、大変心苦しく思っています。

現在、現地では平成19年度完了に向け、内部堤防、農地整備など干拓地の工事を順調に進めているところであり、これまで同様、事業の完了に向けて最大限の努力を続けて参る所存でございますので、皆様におかれましても、これまでと同様のご支援・ご協力の程をよろしくお願い申し上げます。

最後に、皆様方のより一層のご健勝、ご活躍を祈念いたしまして、着任のご挨拶とさせていただきます。

◆◇◇その他(意見、提案の募集).....

～皆様のご意見をお寄せ下さい～

定期的に、諫早湾干拓室からのお便りを差し上げているところですが、お知らせの内容その他につきましてのご意見やご要望等ございましたら、諫早湾干拓室までお寄せ下さい。

なお、今後、お便りを差し上げる場合にEmailでの送付をご希望の方はメールアドレスをお知らせ下さい。

送付先 〒850-8570(住所記載不要) 長崎県農林部諫早湾干拓室
(TEL 095-895-2051 FAX 095-895-2595)

Email s07050@pref.nagasaki.lg.jp

お願い Emailでご意見やご要望等をお寄せいただく場合には、恐れ入りますがメールの件名を 諫干だよりで設定し送信をお願いします。

●編集後記

日増しに秋の深まりを感じる今日この頃でございますが、農業者の皆様も収穫作業等お忙しくされていることと思います。自然災害は容赦がないものですが、先だつての台風13号には、大変な辛苦をなめられたことと思います。ビニールシートに覆われた屋根や収穫間近の米が横倒しになっているのを見ますと、改めて、一瞬にして失われるもの、苦勞が感じられます。

さて、今年も、コスモスまつり(10/22 10:00~16:00)が開催される予定です。例年と同じように、太鼓等多彩な催しがなされるそうですが、今年は、新たに、EM菌による環境学習を予定しているそうです。詳しくは、諫早市高来町の観光協会(Tel 0957-27-7025)にお尋ねください。